

平成27年3月12日

## 第75回倉吉市都市計画審議会議案

倉吉市都市計画審議会

議案第 1 号

平成 27 年 3 月 12 日付 諮問第 1 号

## 倉吉都市計画特別用途地区について

平成 27 年 3 月 12 日

倉吉市都市計画審議会

## 倉吉都市計画特別用途地区の決定（倉吉市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 107 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設の郊外への拡散を制限し、中心市街地の活性化を図るため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定するものである。